

国勢調査 2020

国勢調査の回答はお済みですか

10月1日を基準に、令和2年国勢調査が行われています。国勢調査は、日本に住んでいる全ての人が対象となります。住民登録とは関係なく、普段住んでいる場所で調査します。新型コロナウイルス感染防止のため、できる限り世帯の皆さんと調査員が対面しない非接触の方法で行うようにしています。

インターネットまたは郵送により10月7日(水)までに回答をお願いします。



調査に関する問合せ

■国勢調査世帯用コールセンター TEL0570-07-2020

・設置期間 令和2年10月31日まで(土日、祝日もご利用できます) ・受付時間 午前8時から午後9時

■別海町役場 総務部 総合政策課 まちづくり推進担当 TEL75-2111 (内線2212・2216)

第14回 友好都市サミット開催

8月24日に第14回友好都市サミットがWeb会議システムにより開催され、各都市の首長が「各友好都市との相互の魅力発信による観光振興」をテーマに意見交換を行いました。

意見交換の結果、新型コロナウイルス感染症の影響により全国の地域経済に甚大な影響が生じている中、経済の回復には友好都市間の相互協力が一層重要であるため、今後も継続して都市交流を推進していくことを確認し「第14回友好都市サミット共同宣言」を締結しました。

今後、今回のテーマである「各友好都市との相互の魅力発信による観光振興」の取り組みとして、友好都市サミット協議会の各都市で3D-VR映像^(※)を用いた観光振興のための映像制作を予定しています。

※3D-VR映像とは
スマートフォン等の端末を用いて360度を自由に見渡すことができる映像で、遠隔地にいながらもその場所の魅力を感じることが出来ます。今回は国立研究開発法人情報通信研究機構の協力により撮影、制作を行います。



友好都市サミットとは、大阪府枚方市、高知県四万十市、沖縄県名護市、そして本町の4市町で組織される協議会により開催され、自然、風土、歴史、産業、文化等の都市性格の異なるまちが、それぞれのまちの特徴を生かし、個性的で活力あるまちづくりを進めるために、それぞれが交流を深め、協力し合うことを目的としています。

問合せ／まちづくり推進担当 (内線2216)

官民協働事業により 別海町「暮らしの便利帳」を共同発行します



令和2年9月23日に別海町と株式会社サイネックスの官民協働事業による「暮らしの便利帳」の共同発行について協定を締結しました。

「暮らしの便利帳」は、町と住民、地域事業者が一体となった地域行政情報誌です。誌面には住民と転入者の方のための地域情報、防災情報、生活情報などの総合的な情報を盛り込み、商工事業者の皆さんの広告を掲載することにより、暮らしの利便性向上に貢献し、地域の発展と活性化を推進します。

各ご家庭に1冊ずつ備えることで、より実用性の高い情報源としてご利用いただけます。

発行は令和3年3月を予定しており、順次各ご家庭に配布します。

制作や発行に要する費用は誌面に掲載する広告収入により賄われます。
広告募集に当たり、株式会社サイネックスの職員が各事業所を訪問させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いします。

問合せ／まちづくり推進担当
(内線2216)

大規模な土地取引には 届け出が必要です

国土利用計画法に規定する一定面積以上の土地取引（所有権の移転など）を行ったときは、契約締結日を含めて2週間以内（郵送期間を含む）に、譲受人（権利取得者）は土地の利用目的および取引価格等を土地の所在する市町村に届け出る必要があります。

適正な土地利用の確保のため、提出期限を過ぎた場合でも届出書の提出をお願いします。

■提出方法 右記提出先に持参または郵送

■届出様式

町ホームページからダウンロードできます。
<https://betsukai.jp/gyosei/natural/toti/tochitodokede/>



■制度の詳細

北海道土地水対策課のページ「大規模な土地に関する権利の移転等の届出制度（国土利用計画法）」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/seido.htm>



<届け出に係る留意事項>

- ・別海町の場合は、10,000㎡以上の土地取引が届け出対象です。
- ・当事者の一方または双方が国や地方公共団体等である場合や、滞納処分等の競売、農地法第3条第1項の許可を要する場合など、国土利用計画法の適用除外規定に該当する場合は届け出不要です。
- ・契約締結日から2週間後に当たる日が、土日、祝日等で役場が閉庁日の場合は、その翌開庁日が提出期限となります。

町ホームページ
検索キーワード

土地取引



<提出・問合せ>

〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
 別海町役場総務部 総合政策課 企画振興担当
 TEL 75-2111（内線2213）

別海町ふるさと応援制度

寄付を頂きました

8月中に、延べ274名の方々から寄付を頂きました。たくさんの応援をありがとうございます。
 寄付金は、活力あるふるさとづくりのために有効活用させていただきます。

なお、氏名および住所の公表を承諾された方については、町ホームページに掲載しています。

本町では、まちの魅力や地場産品等のPRのため返礼品の充実を図っており、返礼品を提供していただける事業者を随時募集しています。詳しくは下記担当までお問い合わせください。

町ホームページ
検索キーワード

ふるさと納税



問合せ／企画振興担当（内線2213・2214）



防災交通課から

通院等乗合ハイヤー 試行運行等のお知らせ

本町では、路線バスが運行していない地区に居住している方のうち、運転免許証を有しない65歳以上の高齢者の方、または障害者手帳等の交付を受けている方で、通院や買い物に行く際に家族の方などから送迎の支援を受けられない方を対象に、自宅から町立別海病院または交流館ぶらとまでの区間、通院等乗合ハイヤーの試行運行を行っています。

利用を希望される方は、事前に利用者登録申請が必要となります。ただし、下記に該当する方は対象になりません。

- ①路線バスが運行している市街地および運行路線からおおむね500m以内の方
- ②福祉有償運送、外出支援サービスを利用できる方
- ③移動支援事業、居宅介護通院等介助、同行援護等を利用できる方
- ④乗降および乗車中に支援が必要となる方

■申請書配布場所および提出先

役場福祉課・介護支援課窓口、車両センター、各支所、各連絡事務所

※申請書は町ホームページからもダウンロード可能です。また、郵送でも申請が可能です。

町ホームページ
検索キーワード

通院等乗合ハイヤー



問合せ／車両管理担当 TEL 79-5202

